

(郡山市文化施設条例の一部改正)

第16条 郡山市文化施設条例(昭和59年郡山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第6条 文化施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、文化施設の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日<del>に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日</del>)</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、別表第1から別表第4までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、<u>超過使用料</u>については、使用終了時に納入するものとする。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定管理者が行う文化施設の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用する</u>とき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第24条 使用者は、指定管理者に対し、文化施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を使用前までに納付(<u>超過使用料</u>に相当する利用料金にあっては、使用終了時に納入)しなければならない。この場合において、第10条の規定は適用しない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 文化施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、文化施設の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日<del>に当たるときは、その翌日とする。</del>)</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日までの日</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、別表第1から別表第4までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。ただし、<u>夜間超過使用料</u>については、使用終了時に納入するものとする。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市が文化施設の設置の目的に寄与する事業を委託する場合であって、市長が認めるものに使用する</u>とき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第24条 使用者は、指定管理者に対し、文化施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を使用前までに納付(<u>夜間超過使用料</u>に相当する利用料金にあっては、使用終了時に納入)しなければならない。この場合において、第10条の規定は適用しない。</p> <p>2～5 (略)</p>

別表第1（第10条関係）

郡山市民文化センター使用料

1 基本使用料（その1）

室名	使用日	午前	午後	夜間	午前+	午後+	全日
		9時から 12時まで	13時か ら17時 まで	18時か ら22時 まで	9時か ら17時 まで	13時か ら22時 まで	9時か ら22時 まで
大ホール	平日	41,200円	55,000円	55,000円	96,200円	110,000円	151,200円
	土曜日及 び休日等	49,500円	66,000円	66,000円	115,500円	132,000円	181,500円
中ホール	平日	20,500円	27,400円	27,400円	47,900円	54,800円	75,300円
	土曜日及 び休日等	24,700円	32,900円	32,900円	57,600円	65,800円	90,500円
ホ一リハ一サ ル附ル室 属室大ホ一 ル楽屋	リハーサル室	11,800円	15,800円	15,800円	27,600円	31,600円	43,400円
	1号楽屋	1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
	2号楽屋	1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円
	3号楽屋	900円	1,300円	1,300円	2,200円	2,600円	3,500円
	4号楽屋	900円	1,300円	1,300円	2,200円	2,600円	3,500円
	5号楽屋	1,400円	1,900円	1,900円	3,300円	3,800円	5,200円

別表第1（第10条関係）

郡山市民文化センター使用料

(1) 基本使用料

施設名	使用日	午前	午後	夜間	午前+	午後+	全日
		9時から 12時まで	13時か ら17時 まで	18時か ら22時 まで	9時か ら17時 まで	13時か ら22時 まで	9時か ら22時 まで
大ホール	平日	21,300円	42,100円	53,000円	63,400円	95,100円	116,400円
	土曜日及 び休日等	25,500円	50,600円	63,600円	76,100円	114,200円	139,700円
中ホール	平日	10,600円	21,100円	26,400円	31,700円	47,500円	58,100円
	土曜日及 び休日等	12,800円	25,300円	31,700円	38,100円	57,000円	69,800円
ホ一リハ一サ ル附ル室 属室大ホ一 ル楽屋	リハーサル室	5,200円	10,300円	12,400円	15,500円	22,700円	27,900円
	1号楽屋	500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
	2号楽屋	500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円
	3号楽屋	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,500円
	4号楽屋	300円	500円	700円	800円	1,200円	1,500円
	5号楽屋	500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円	2,200円





第4会議室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	3,300円
第1控室	500円	500円	500円	500円	500円	800円
第2控室	400円	400円	400円	400円	400円	600円
集会室	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	8,700円
和室	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	2,000円
特別会議室	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	4,300円
応接室	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	3,700円

### 3 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	大ホール、中ホール及び展示室 入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 基本使用料の額の100分の100に相当する額 入場料が3,001円以上の場合 基本使用料の額の100分の200に相当する額
営利目的加算料	大ホール及び中ホール 基本使用料の額の100分の200に相当する額 展示室、練習室、会議室及び集会室 基本使用料の額の100分の60に相当する額
準備使用料	大ホール及び中ホール 基本使用料の額の100分の70に相当する額
冷暖房加算料	大ホール、中ホール、展示室及び集会室 (略)
超過使用料	1時間につき、全日又はF欄の基本使用料の額の時間割計算による額に、その額の100分の25に相当する額を加算した額

備考

### (2) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	大ホール及び中ホール 入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の50に相当する額 入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の100に相当する額 入場料が3,000円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の200に相当する額 展示室 入場料が1,000円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の20に相当する額 入場料が1,000円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の40に相当する額
冷暖房加算料	(略)
夜間超過使用料	1時間につき、夜間に係る基本使用料の額の4分の1に相当する額の100分の120に相当する額
準備等使用料	基本使用料の額の100分の70に相当する額

備考

- 1 (略)
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」、「準備使用料」、「冷暖房加算料」及び「超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
  - (1) 入場料徴収加算料 使用者がこの表に掲げる貸出室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料
  - (2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、基本使用料に加算される使用料
  - (3) 準備使用料 入場料を徴収しない場合又は入場料の最高額が1,000円以下の聴衆を集める催しを大ホール又は中ホールで行う場合であって、当該催しの開催時間前若しくは開催日前日以前に行う準備のために使用する場合の使用料
  - (4) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料
  - (5) 超過使用料 第5条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときに使用する場合の使用料
- 4 (略)
- 5 超過使用料を除き、特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。
- 6 超過使用料は、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として

- 1 (略)
- 2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう（以下この表において同じ。）。
- 3 (略)
- 4 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって大ホール又は中ホールを使用する場合は、特別使用料の表中大ホール又は中ホールの最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。
- 5 使用者が展示室を商業宣伝等の目的をもって使用する場合には、基

、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 同一の使用時間の区分に、入場料徴収加算料又は営利目的加算料と準備使用料が重複して適用される場合には、入場料徴収加算料又は営利目的加算料を適用するものとする。

8 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

9 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第2（第10条関係）

郡山市民文化センター特殊器具及び設備の使用料

1 大ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台設備	(略)			

本使用料の額の100分の60に相当する額を加算する。

6 特別使用料の種別の欄中「入場料徴収加算料」、「冷暖房加算料」、「夜間超過使用料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が、当該施設を使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(3) 夜間超過使用料 夜間又は全日に引き続き午後10時以降に使用する場合の使用料

(4) 準備等使用料 大ホール、中ホール、展示室又は楽屋を準備又は練習のため使用する場合の使用料

7 使用する時間が使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあつては、1時間）に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間（夜間超過使用料にあつては、1時間）に切り上げて計算する。

8 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

別表第2（第10条関係）

郡山市民文化センター特殊器具及び設備の使用料

(1) 大ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台設備	(略)			(略)
	セミコンサートピアノ	1式1回	3,000円	
	ピアノ演奏用椅子	1脚1回	500円	椅子のみ使用の場合

	毛せん	(略)	
	(略)		
	演奏者用椅子	1式	10,000円
	(略)		
映写設備	(略)		
照明設備	(略)		

	(略)		
	ベース用椅子	1脚1回	100円
	(略)		
	平台	1台1回	400円
	(略)		
	屏風	1双1回	2,000円
	緋毛せん	(略)	
	(略)		
	長机	1脚1回	100円
	折りたたみ椅子	1脚1回	50円
	バレエマット	1式1回	1,000円
	(略)		
	地ガスリ	1枚1回	1,500円
	(略)		
	フォッグマシン	1台1回	2,000円
	(略)		
映写設備	35・16ミリ兼用映写機	1式1回	15,000円
	(略)		スクリーンを含む。
照明設備	(略)		
	調光記憶装置	1式1回	3,000円
	(略)		
	ランプピンスポットライト	1台1回	1,000円
	(略)		
	フットライト	1列1回	500円
	(略)		
	ストリップライト	1本1回	500円
	(略)		

音響設備	(略)
その他	(略)

2 中ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台設備	(略)			

音響設備	ライトスタンド	1本1回	300円	ライトスタンドのみ使用の場合
	(略)			
	カラーフィルター	1枚	600円	
音響設備	マイクロホン	1本1回	1,000円	スタンド付
	レコードプレーヤー	1台1回	2,000円	
	テープレコーダー	1台1回	2,000円	
	(略)			
	マイクスタンド	1本1回	300円	マイクスタンドのみ使用の場合
	(略)			
	エフェクター	1基1回	2,000円	
	(略)			
その他	中継設備	1式1回	500円	
	(略)			

(2) 中ホール

区分	器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
舞台設備	(略)			
	ピアノ演奏用椅子	1脚1回	500円	椅子のみ使用の場合
	(略)			
	ベース用椅子	1脚1回	100円	
	(略)			
	平台	1台1回	400円	
	(略)			
	屏風	1双1回	2,000円	

	毛せん	(略)
	(略)	
	(略)	
映写 設備	(略)	
照明 設備	(略)	
音響 設備	(略)	

	緋毛せん	(略)	
	(略)		
	長机	1脚1回	100円
	折りたたみ椅子	1脚1回	50円
	バレエマット	1式1回	1,000円
	(略)		
	地ガスリ	1枚1回	1,500円
	(略)		
	フォッグマシン	1台1回	2,000円
	(略)		
映写 設備	(略)		
照明 設備	(略)		
	調光記憶装置	1式1回	2,000円
	(略)		
	ランプピンスポットライト	1台1回	1,000円
	(略)		
	フットライト	1列1回	500円
	(略)		
	ストリップライト	1本1回	500円
	(略)		
	ライトスタンド	1本1回	300円
			ライトスタンドのみ使用の場合
	(略)		
	カラーフィルター	1枚	600円
音響 設備	(略)		
	マイクロホン	1本1回	1,000円
			スタンド付

その 他	(略)
---------	-----

3 展示室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
持込電気器具	1 キロワット ト当り 1 回	300円	

4 リハーサル室、第1練習室及び第2練習室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
(略)			

5 集会室、和室及び会議室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
(略)			

	レコードプレーヤー	1台1回	2,000円	
	テープレコーダー	1台1回	2,000円	
	(略)			
	マイクスタンド	1本1回	300円	マイクスタンドのみ使用の場合
	(略)			
その 他	中継設備	1式1回	500円	
	(略)			

(3) 展示室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
拡声装置	1式1日	1,000円	
展示用スポットライト	1灯1日	50円	
持込電気器具	1キロワット当り1日	600円	
長机	1脚1回	100円	
折りたたみ椅子	1脚1回	50円	
展示パネル	1枚1日	200円	
展示ケース	1ケース1日	200円	

(4) リハーサル室、第1練習室及び第2練習室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
(略)			
拡声装置	1式1回	500円	
(略)			

(5) 集会室、和室及び会議室

器具及び設備名	使用単位	使用料	備考
16ミリ映写機	1式1回	3,000円	移動用スクリーンを含む。
ビデオプロジェクター	1式1回	3,000円	
スライド	1式1回	2,000円	

オーバーヘッドプロジェクター	1式1回	2,000円	
拡声装置	1式1回	500円	集会室及び第3会議室
(略)			

備考

- 1 この表において、「1回」とあるのは、別表第1の(1)基本使用料の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前+午後又は午後+夜間の使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

2～4 (略)

別表第3 (第10条関係)

郡山市音楽・文化交流館使用料

(1) 基本使用料 (その1)

室名	午前	午後	夜間	午前+午後	午後+夜間	全日
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで

備考

- 1 この表において、「1回」とあるのは、それぞれ次に掲げる回数の使用をいう。

(1) 大ホール、中ホール及び展示室に係るもの 別表第1中1基本使用料(その1)の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前+午後又は午後+夜間の使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては3回の使用としてこの表の規定を適用する。

(2) 前項に規定する以外のもの 別表第1中2基本使用料(その2)の表に規定するAからFまでの使用時間の区分における使用をいい、1区分を1回の使用としてこの表の規定を適用する。

2～4 (略)

5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第3 (第10条関係)

郡山市音楽・文化交流館使用料

1 基本使用料

室名	A	B	C	D	E	F
	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで

大ホール	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	3,300円
中ホール	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,700円
小ホール	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円
練習室1	600円	600円	600円	600円	600円	900円
練習室2	400円	400円	400円	400円	400円	600円
練習室3	400円	400円	400円	400円	400円	600円
練習室4	700円	700円	700円	700円	700円	1,000円
練習室5	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円
和室	500円	500円	500円	500円	500円	800円
多目的室	500円	500円	500円	500円	500円	800円

大ホール	2,300円	4,800円	6,000円	6,400円	9,800円	10,900円
中ホール	1,200円	2,600円	3,200円	3,500円	5,300円	5,900円
小ホール	1,100円	2,300円	2,900円	3,100円	4,700円	5,300円
練習室1	400円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,000円
練習室2	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
練習室3	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
和室1	400円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,000円
和室2	400円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,000円
多目的室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

(2) 基本使用料 (その2)

室名	午前A	午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B	午前+	午後+	全日
							午後	夜間	
	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
練習室4	300円	300円	600円	600円	600円	900円	1,700円	2,500円	2,800円
練習室5	500円	500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	2,700円	4,100円	4,600円

2 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合 基本使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,001円以上の場合 基本使用料の額の100分の

(3) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合 入場料が1,000円以上の場合
	入場料が1,000円未満の場合 入場料が1,000円以上の場合
	入場料が1,000円未満の場合 入場料が1,000円以上の場合

		200に相当する額
営利目的加算料		基本使用料の額の100分の60に相当する額
冷暖房加算料	大ホール	(略)
超過使用料		1時間につき、F欄の基本使用料の額の時間割計算による額に、その額の100分の25に相当する額を加算した額

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営利目的加算料」、「冷暖房加算料」及び「超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
  - (1) 入場料徴収加算料 使用者が音楽・文化交流館の貸出室を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料
  - (2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、基本使用料に加算される使用料
  - (3) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料
  - (4) 超過使用料 第5条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときに使用する場合の使用料

		の100分の100に相当する額
冷暖房加算料		(略)
夜間超過使用料		基本使用料（その1）に係る使用にあっては、1時間につき、夜間に係る基本使用料の額の5分の1に相当する額
		基本使用料（その2）に係る使用にあっては、1時間につき、夜間Bに係る基本使用料の額の3分の1に相当する額

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう（以下この表において同じ。）。

3 (略)

4 超過使用料を除き、特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

5 超過使用料は、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

7 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第4 (第10条関係)

郡山市音楽・文化交流館設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			

2 (略)

3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場又は使用者が商業宣伝等の目的をもって使用する場合には、特別使用料の表中最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。

4 特別使用料の種別の欄中「入場料徴収加算料」、「冷暖房加算料」及び「夜間超過使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

(1) 入場料徴収加算料 使用者が、当該施設を使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 冷暖房加算料 冷暖房実施期間中に使用する場合に基本使用料に加算される使用料

(3) 夜間超過使用料 夜間、午後+夜間又は全日に引き続き午後10時以降に使用する場の場合の使用料

5 使用する時間が使用区分に定める使用時間(夜間超過使用料にあつては、1時間)に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間(夜間超過使用料にあつては、1時間)に切り上げて計算する。

6 使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

別表第4 (第10条関係)

(1) 郡山市音楽・文化交流館設備等使用料(その1)

種別	区分	単位	使用料
(略)			
展示用パネル		1枚1日	50円
プロジェクター		1式1回	500円

持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	1,300円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、別表第3中1基本使用料の表に規定するAからFまでの使用時間の区分における使用をいい、1区分を1回の使用としてこの表の規定を適用する。

備考

- 1 この表は、別表第3の(1)基本使用料(その1)の表に規定する施設に係る設備等の使用について適用する。
- 2 この表において「1回」とあるのは、別表第3の(1)基本使用料(その1)の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前+午後又は午後+夜間の使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 (略)

(2) 郡山市音楽・文化交流館設備等使用料(その2)

種別	区分	単位	使用料	
ドラム・アンプセット		1式1回	1,000円	
展示用パネル		1枚1日	50円	
プロジェクター		1式1回	300円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	200円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	400円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	700円	

備考

1 この表は、別表第3の(2)基本使用料(その2)の表に規定する施設に係る設備等の使用について適用する。

2 この表において「1回」とあるのは、別表第3の(2)基本使用料(その2)の表に規定する午前A、午前B、午後A、午後B、夜間A

又は夜間Bの使用時間の区分における使用をいい、同表に規定する午前＋午後又は午後＋夜間の使用時間の区分における使用にあつては4回の使用と、同表に規定する全日の使用時間の区分における使用にあつては6回の使用として、この表の規定を適用する。